

最高裁秘書第1043号

令和4年4月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年12月19日付け（同月21日受付、第030797号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「司研宿泊棟における入国待機者の受入れについて（職員等説明メモ）」と題する文書（片面で3枚）
- (2) 供覧票（最高裁経総第1333号、別添文書を含む。）（片面で4枚）
- (3) 「お知らせ」と題する文書（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、公にすることにより庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。
- (2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（裁判所職員の印影及び内線番号）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及

び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

### 3 開示の実施方法

写しの送付

## 司研宿泊棟における入国待機者の受入れについて

(職員等説明メモ)

R3.12.10 司研総務課

司研職員及び出入り業者に対し、次のとおり説明する。

### ※ 修習生について

現在修習生の入寮者はいない（集合修習がオンライン方式で実施されているため）が、第75期A班のうち即日起案のために司研に参集する修習生（約370名）については、入国待機者受入れ後の直後の参集日（12月15日を想定）に説明（極簡単に、①司研の一部で受け入れを行っていること、②修習生は決められた即日起案会場である西館を範囲で行動されたいこと、③即日起案には、何ら影響がないので安心して起案に専念されたいこと）を行う。

### 【基本説明】

厚生労働省から最高裁判所に要請があり、12月11日（土）から、オミクロン株の発生を受けた今般の水際対策の強化に伴い、入国に際して一定期間待機施設における待機を求められる者（以下「入国待機者」という。）を、司法研修所のいずみ寮B棟（使用可能な寮室数151）に受け入れることとなりましたので、お知らせします。

受け入れ対象の入国待機者は、海外から日本に向けて出発するに際して検査を行った結果が陰性、更に成田及び羽田空港到着時の検査においても陰性となった方になります。

なお、入国待機者の受入れに際しては、いずみ寮B棟の周辺を立入禁止とする措置を取ります。入国待機者等は北門（樹林公園側）を利用して入退構することとなりますが、これに合わせて司法研修所敷地内の門扉等の開閉時間を変更しますので、御理解と御協力をお願いします。

立入禁止区域及び司法研修所敷地内の門扉等の開閉時間は別添のとおりです。

具体的には、現在、平日は、[ ] しているのですが、同時刻以後は、[ ] を通じて [ ] から退構してもらっていますが、変更後は、[ ] までは [ ] を通じて [ ] から退構することが可能となります。なお、[ ] に退構する場合は、これまでどおり [ ] から庁舎外に出てもらうこととなりますが、[ ] ではなく [ ] に回って [ ] の [ ] を利用して退構してください。

また、[ ]

閉庁日についても、平日の運用と同様に、[ ] しますので、閉庁日に登庁する際は、[ ] ではなく、[ ] を利用してください。

その他、この機会に合わせて、職員用自転車置場を現在のグラウンド脇から東館正面玄関脇に移動させることとします。

以上

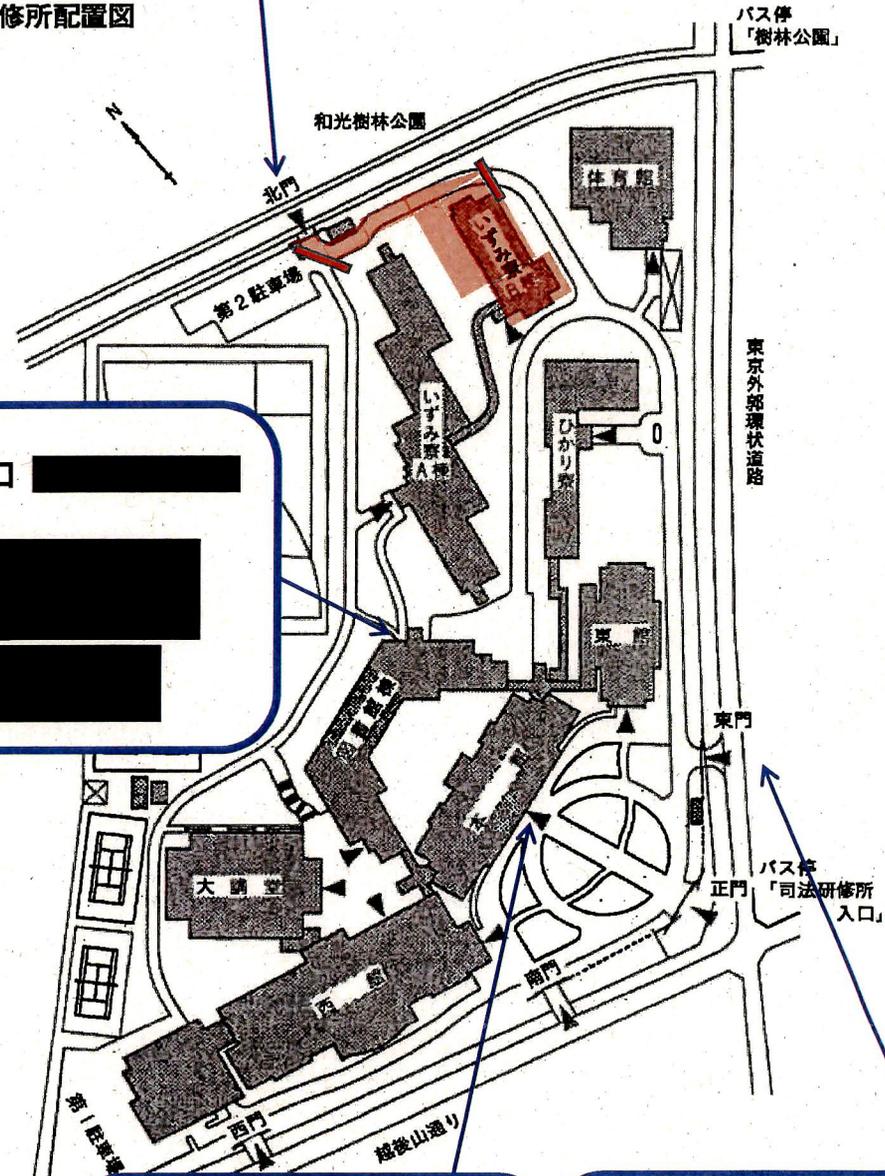
# 門扉の開閉時間等について

立入禁止エリア

## 【北門】

平日：  
休日：

司法研修所配置図



## 図書館棟入口

平日：  
休日：

## 【正面玄関】

平日：  
休日：

## 【東門】

平日：  
休日：

決裁・供覧

件名	国有財産使用承認申請書		文書番号	
			最高裁経総第1333号	
伺い文	12月10日付けで口頭により承認した申請について、別添のとおり申請書が提出されました。			
起案	起案日	令和3年12月27日		受付日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局 経理局 総務課 国 有財産係		決裁 決裁処理期限日
	起案者	和田 みづほ		決裁 決裁日
	連絡先	[Redacted]		3.12.27
分類名称	大分類	(国有財産係) 会計 (事務)		施行 施行処理期限日
	中分類	国有財産 (一時使用)		施行日
	名称 (小分類)	一時使用 (令和3年度)		施行先
	秘密区分			施行者
取扱区分	秘密期間終了日			格付け 機密性格付け
	指定事由			取扱制限
				保存 行政文書保存期間
				5年
決裁・供覧欄		経理局長 [Redacted] 総務課 [Redacted] 課長補佐02 国有財産係 [Redacted]		保存期間満了時期
		[Redacted]		令和9年3月31日
		[Redacted] 課長補佐03 [Redacted]		
		[Redacted] 課長補佐04 [Redacted]		
備考欄				

令和 3年12月24日

国有財産事務分掌者

最高裁判所事務総局経理局長 殿

申請者 住所 東京都江東区青海2丁目7-11

氏名 東京検疫所長 本馬 恭子

国有財産使用承認申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産の台帳記載事項

(1) 所在 埼玉県和光市南2-1535-16

(2) 口座名 司法研修所

(3) 区分 建物等

(4) 用途(数量)

東館 (3,216.90 m<sup>2</sup>)

西館 (中講堂含む) (9,920.54 m<sup>2</sup>)

大講堂 (2,412.66 m<sup>2</sup>)

ひかり寮 (2,889.49 m<sup>2</sup>)

いずみ寮A棟 (15,179.88 m<sup>2</sup>)

いずみ寮B棟 (5,123.12 m<sup>2</sup>)

体育館 (1,521.68 m<sup>2</sup>)

グラウンド1面 (6710.00 m<sup>2</sup>)

テニスコート4面 (2,555.00 m<sup>2</sup>)

2 上記1のうちの使用部分

一棟全て

(記載例: ○○教室, いずみ寮A棟○室分, テニスコート○面)



3 使用しようとする理由

東京空港検疫所支所において検疫を行った入国者等のうち、検疫の際に新型コロナウイルスに関する検査を実施し陰性を得た者は、国（検疫所）が用意した宿泊施設において待機が求められている。この待機を行う宿泊施設として、貴研修所を指定するため。

4 使用しようとする期間及び使用条件

期 間 自 令和 3年12月11日 .

至 令和 4年 1月31日 .

(各日 時 分 から 時 分まで)

使用条件 別紙のとおり

5 その他参考となるべき事項

(別紙)

使用条件

- 1 使用者は、当該使用財産を国有財産使用承認申請書 3 記載の使用理由（目的）以外の用に供しないこと。
- 2 使用者は、当該使用財産を他の者に使用収益させないこと。
- 3 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用財産を維持保存すること。
- 4 使用財産の現状を変更しようとするときは、原則として、あらかじめ理由を付した文書により使用財産の国有財産事務分掌者の承認を受けること。
- 5 使用財産の国有財産事務分掌者は、使用者が使用条件の 1 から 4 までに違反した場合、使用計画の変更その他の理由により不用と認められる財産が生じた場合は、その全部又は一部の承認について取消し又は変更をすることができる。
- 6 使用期間が満了した場合又は 5 により使用承認の取消し又は変更をした場合は、使用者の負担により、使用財産の国有財産事務分掌者の指定する期日までに、これを原状に回復して返還すること。
- 7 使用財産の国有財産事務分掌者は、使用を承認した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

修習生の方へ

## お知らせ

政府からの依頼により、現在、オミクロン株の水際対策として、一定期間、司法研修所内の寮において入国待機者を受け入れています。

修習生においては、定められた即日起案会場の範囲（西館内のみ）で行動するようにしてください。

なお、入国待機者の受入れ場所は、即日起案会場とは全く別の場所にあり、即日起案には何ら影響はありませんので、安心して起案に専念してください。

司法研修所